

子どもの成長及び子育て支援に関する事業に係る宝塚市後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの成長及び子育て支援に関する事業に係る宝塚市（以下「市」という。）の後援名義の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、市が事業の趣旨に賛同し、市の後援名義の使用許可等の協力を行うことをいう。

(使用できる名義)

第3条 後援名義の使用を許可する名義は、「宝塚市」とする。

(後援の内容)

第4条 市が行う後援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の後援名義の使用を許可すること。
- (2) 市広報誌に事業内容を掲載すること。
- (3) 市ホームページに事業内容を掲載すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(許可の基準)

第5条 市の後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (3) 公共機関、学術機関及びこれに準ずる団体
- (4) 特定非営利団体及びこれに準ずる団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体

2 市の後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 子どもの成長及び子育て支援に関する事業と認められるもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
- (6) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (7) 行政運営に支障を来さないもの
- (8) 暴力行為若しくは迷惑行為を伴わないもの又はそのおそれのないもの
- (9) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団等とかかわりがなくないもの又はそのおそれのないもの
- (10) 単に主催者及び参加者等の親睦を深めることを目的としないもの
- (11) 日常的に行われる練習、学習活動等に類するものでないもの
- (12) 団体の宣伝を目的としないもの又はそのおそれのないもの

(申請)

第6条 市の後援名義の使用の許可を受けようとする者は、後援名義許可申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 事業の主催者の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる種類

(2) 事業の実施要綱、募集要項、収支予算書その他事業の内容が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請をしようとする者は、原則として事業の開催日の14日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市広報誌等への事業内容の掲載を希望する場合は、掲載希望月の2ヵ月前の初日までに申請書を市長に提出しなければならない。

(通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、後援名義の使用の許可又は不許可を決定し、その旨を申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、後援名義の使用の許可に際し、条件を付することができるものとする。

(変更の届出)

第8条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(免責)

第9条 市は、事業の主催者及び第三者に対して、事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。

(経費の負担)

第10条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る物的又は人的な支援を市長は行わない。

(許可の取消)

第11条 市長は、後援名義の使用を許可した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(2) 許可の基準を満たさなくなったとき。

(3) 許可の条件に反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(事業の報告)

第12条 後援名義の使用の許可を受けた者は、当該事業終了後30日以内に後援事業実施報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 事業のパンフレット、プログラム、収支決算書、記録写真その他事業の内容が分かる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、後援事業実施報告書を提出しない者に対しては、以後の主催事業に対して後援名義の使用を許可しないことができる。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。